

(付記)

本稿は一九九〇年三月初山紀子青山学院女子短期大学助教授、植田和弘京都大学助教授、川瀬光義埼玉大学講師（現助教）、寺西俊一橋大学助教授との共同調査、一九九〇年九月寺尾忠能アジア経済研究所研究員との共同調査、一九九一年二、三月初山紀子助教授との共同調査に依るところが大きい。

(佐藤幸人)

香港◎レッセ・フェールの裏側

香港の環境問題の特徴は、都市型高密度汚染である。この特質は、経済の成長につれて、狭い土地に工場と住居が密集するようになったことから生じた。空から香港を訪れる人々は空港付近の、雑多な工場ビルと高層アパートが混在し林立する様子に驚かされる。この観塘工業地区では、工場用高層ビル群から道路一本を隔てて住宅地域が広がっている。

このような状況下では、環境問題とは主として「公害」を意味する。これは工業化の結果としての環境破壊である。したがってそれは、香港独特の工業化の特質を反映しており、そのことがいっそう問題の解決を困難にしている。

それでは具体的には、どのような公害問題が発生しているのか、またどのような対策が講じら

れているのか。水質、大気、廃棄物処理の例を挙げながら、検討してみよう。

●消えて行く海水浴場

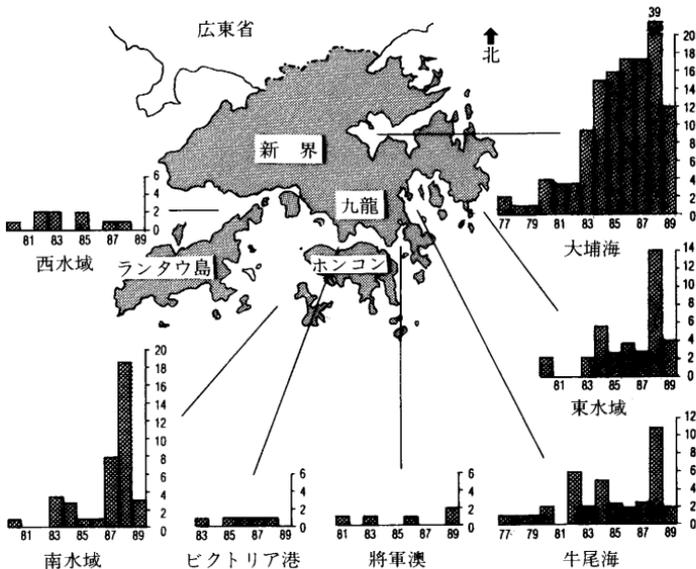
一九八九年八月三十一日、香港環境庁は、香港にある四二の海水浴場のうち、六カ所を水質汚染のため閉鎖すると発表した。閉鎖を免れた海水浴場でも七カ所で、千人に一八人以下の頻度ではあるが、バクテリア性の軽い疾病にかかる可能性が報じられた(注1)。結局、有害バクテリアの検出されなかった水域は、僅か九カ所であった。八八年には、こういった水域が一六カ所あったことを考えると、海水浴場の水質がいかに急速に悪化しているかがわかる(注2)。九〇年度には若干の改善が予想されているもの(注3)、いまや香港の上流階級は、海水浴にはタイやマレーシアへと出かけるようになった。また近海で養殖されている牡蠣からも、有害物質が検出されるようになった。

これらの汚染の主因は、工場排水と家庭排水である。香港の排水設備は、二重構造になっており、雨水用の排水溝と汚水用の下水管に分かれている。下水管は本来、汚水処理場につながっているのに、汚水は処理場で安全基準に達するまで処理されてから、海に排出されるはずである。しかし現実はそのようではない。一九八八年の汚水排出量は、一日平均一八〇万立方メートルであったが、そのうちの六四%が処理場を経ることなく、海域に直接流れ出している(注4)。

これは汚水の多くが、下水管ではなく雨水溝の方に流し込まれているからである。このような状況は、中小企業の密集する古い工場地帯でよくみられる。その典型は六〇年代に開発された工

II 「圧縮型」工業化のツケアアジアNIES

図1 赤潮の発生回数の変遷



(出所) HKEPD, *Environment Hong Kong 1990: A Review of 1989*, Hong Kong, 1990.

業地区、観塘である。観塘の排水が流れ込む九龍湾は、黒く濁って悪臭を放ち、無酸素の「死に水」に近くなっている。柴湾や葵涌などの工業地帯でも、同様の汚染が進行しつつある。さらに大埔海では富栄養化の結果として、赤潮の発生回数が年々増加しており、一九八八年には三九回という史上最高を記録するにいたった。八九年には、政庁が「大埔海アクション計画」を実施したため、赤潮は一二件へと減少したが、八四年には、わずかに九件しか観察されなかったことを考えると、楽観はできない(注5)。

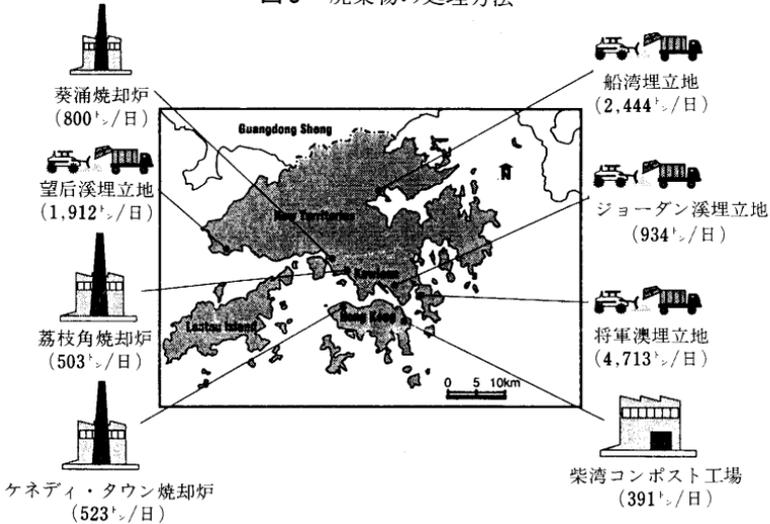
● 廃棄物の焼却と大気汚染

都市ゴミなど固体廃棄物の量も、

図2 都市ゴミの発生とGDPの成長



図3 廃棄物の処理方法



近年の経済成長と歩調を合わせて、急速に拡大している。図2に示したように、GNPの成長と廃棄物の増加の間には高い相関関係がある。ちなみに一九八九年の固体廃棄物量は一日平均一万二五〇〇トンであった。これらのゴミは、埋め立てまたは焼却によって処理される。

ところが埋立地には、都市ゴミと共に産業廃棄物も投棄されている。産業廃棄物は、化学品などの危険物を含むので、このような投棄は、安全性からいって問題である。しかも日本機械工業連合会の八八年度報告によると、どの埋立地も浸出水の管理が全く行われていない(注6)。

だからといって単純に焼却量を増やすわけにもいかない。焼却炉の排煙が、大気汚染の一因となっているからである。香港は他のアジアNIESに比べて、焼却に依存する割合が高いといわれる。政府は対策として、旧式の焼却炉に電気集塵機を取り付けるなどの処置を施しているが、いずれは取り壊していく方針である。

自動車の排気ガスによる大気汚染も深刻である。とくに問題となっているのが、ディーゼル油を燃料とするタクシーやバスから排出される窒素酸化物の増加である。香港では車による走行距離の六五%をディーゼルエンジン車が占めている(注7)。また住民の苦情が最も多いのは、高層ビルの零細工場による廃ガス、排煙である。葵涌工業地区では空気中の二酸化硫黄、粉塵が政府の安全基準を上回っている。観塘でも二酸化窒素と粉塵が同様に基準値を超えている。

● 政庁の抱える課題——返還に向けて

以上のような公害に対し、香港政府は一九七七年から環境部(現環境庁)を発足させて、本格

的に公害防止に取り組み始めた。この結果八〇年代に入ると、大気、水質、騒音に対する規制条例が次々と成立した。また義務教育のカリキュラムに環境教育を組み込んだり、マスコミを通じて環境キャンペーンを実施したりしている。テレビには日々「香港をきれいにしよう」という政府広報が登場する。

しかし環境庁の熱意にもかかわらず、成果はさほど上がっていない。その理由の一つは、主要な汚染源である中小零細の製造企業の制御に失敗しているからである。中小企業は一般に資金および敷地、スペースに余裕がないため、公害防止装置の取り付けに激しく抵抗している。

これらの中小零細企業は、事業所数で製造業の九〇％以上を占めており、まさに香港工業化の主役であった。この中小企業中心の産業構造は、政府の基本理念であるレッセ・フェール（自由放任主義）を背景にして、成立した。香港では、このことは華人資本にとって、中小企業から大企業に成長するには、難しい環境を意味してきた。なぜならレッセ・フェールの原則は、華人企業にとくに厳格に適用されたからである。イギリス系資本は、政府との密切な関係をもとに、しばしば市場を保護され、寡占状態から大企業に成長した。これに対し華人系企業に対する保護や育成は、いっさい行われなかった。したがって、イギリス資本が積極的に参入しなかった製造業は、その大半を華人資本の中小企業によって占められることになった（注8）。その一方でレッセ・フェールは、企業に対する行政介入を防ぐ役割も果たした。企業家は、政府の保護を受けていない分、政府に対する義務感が希薄である。かれらはレッセ・フェールの原則を盾に政府を牽制しながら、規制を逃れてきた。

表4 荃湾, 葵涌, 青衣地区の不法排水の状況

| 地区 | 調査対象の工業ビル | 調査工場数 | 排水工場数 | 雨水溝に不法に排水している工場数 |
|----|-----------|--------|-------|------------------|
| 荃湾 | 168 | 4,169 | 318 | 171 |
| 葵涌 | 221 | 11,932 | 760 | 404 |
| 青衣 | 2 | 176 | 53 | 39 |
| 計 | 391 | 16,277 | 1,131 | 614 |

(出所) 図1に同じ

たとえば環境庁の一九八九年度の報告によると、葵涌、荃湾、青衣の三地区では、汚水を排出する約一一〇〇件の工場のうち、六〇〇件余りが雨水用の排水溝に不法に垂れ流していた。当該地区の環境委員会は、すぐさま工場に改善を要求したが、工場側の対処の速度はきわめて緩慢である。環境庁は水質汚染管理条例の適用を、この地区に求めているが、いまだに実現していない(注9)。

上記の例にもみられるとおり、既存工場に対する政庁の規制は、総じて緩やかである。その理由の一つは、香港の政治体制に求められよう。香港は植民地であり、政庁には民主的な意味での支配の正当性がない。そのため地域社会の安定と発展の実績を、存在理由の第一に据えざるを得ない。このような政権は、現状維持を基本にした政策を優先させる傾向がある。公害対策を行うにしても、現状を大きく覆すリスクは冒さずに、既得権益を最大限に保護しがちである。

たとえば一九八三年の大気汚染防止法は、汚染の可能性の大きい製造業三二種について基準以上の汚染物質を排出した場合には、一年五万ドルの罰金を課すことになっている。しかし、この法の執行以前から存在する工場に対しては特別措置がとられ、直ちに罰金の対象にはならない。また九〇年の水質汚染管理条例の修正案は、既存工場にも

・民間のゴミ処理業者の広告

WASTE PROBLEMS?



Call in the experts!

Midland Waste International Ltd market Hong Kong's most comprehensive range of equipment for collecting, disposing and treating waste from residential, commercial and industrial premises, and from livestock farms. An associate company, Waylung Waste Collection Ltd, offers a specialist service for collecting solid and liquid wastes, including hazardous chemicals.

Many of Hong Kong's largest property firms and factories have enlisted our winning team in their war on waste. Why not join their ranks? For further details on how we can help you solve your waste problems, write or call today.



衛能廢物處理設備有限公司

MIDLAND WASTE INTERNATIONAL LTD.

Room 1104, Tai Po Commercial Centre, 152-172 Kwong Fuk Road, Tai Po, N.T., Hong Kong.
Tel.: 6537738 Telex: 52650 ACES HX Fax: 6500063

(出所) "One Earth" No.8, Autumn 1990.

ライセンス制を導入して排水許可を管理することを定めたが、それでも二年間は自動的にライセンスが取れる仕組みになっている(注10)。そして主要な汚染源である染色や鍍金の中小工場は、工業化の早期に発達したため、汚染の「既得権」を確保し続けている。

新開発の工業区に関しては、政庁はさまざまな方法で規制を強めている。開発計画の段階で、工業区と居住区をなるとけ遠ざける設計がなされるようになった。また工業区の土地売却には、買い手に対して公害防止の義務が条件づけられる。

しかし一九九七年の中国への返還が近づくにつれて、企業家の間には、短期間で投資を回収しようとする傾向が強まっている。また公務員も海外へ移民する傾向が強まり、政庁の人手不足も深刻になってきた。したがってこれまで以上に積極的な公害対策など期待できそうにない。近頃は、政庁が公害対策を民間企業に委託するという話すら取りざたされている。これもまたレッセ・フェールの原則にそった香港らしい方法といえるかもしれない。

[注]

- (1) *Hong Kong Standard*, September 1, 1989.
ちなみに一九八九年末には、総計七カ所の海水浴場が、閉鎖の指定を受けることになった。
- (2) *Hong Kong Environmental Protection Department* (以下「HKEPD」略す), *Environment Hong Kong 1990: A Review of 1989, 1990*, p.38.
- (3) 同上書によると、九〇年度は閉鎖数が二カ所、有害バクテリアの検出水域が七カ所と予想されている。

- (4) HKEPD, *Environment Hong Kong 1989: A Review of 1988, 1989*, p.14.
- (5) HKEPD, *op.cit.*, 1990, p.36.
- (6) 日本機械工業連合会・日本産業機械工業会『発展途上国における公害防止技術のニーズ発掘と将来動向の調査研究報告書』昭和六十三年六月
- (7) HKEPD, *op.cit.*, 1990, p.19.
- (8) レッセフェールと中小企業中心の産業構造の関係に関しては、小島麗逸編『香港の工業化——アジアの結節点』（アジア経済研究所 一九八九年）を参照のこと。
- (9) HKPED, *op.cit.*, 1990, p.30.
- (10) 綠色警覺編集委員会編『綠色警覺』第九期（香港、長春社及香港環境中心出版 一九九〇年七月）七—八ページ。

（澤田ゆかり）